

大田原市消費生活センター情報

不用品登録状況（9月16日現在）

◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- お母さん・お子さん向け
ベビー用品(歩行者、ジュニアシート)
子ども用自転車
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ダブルベットマット
- その他
硬式テニスラケット
成人女性用紙おむつ



◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け
チャイルドシート
ベビーカー、バギー
ベビーベッド、布生地
子ども用マウンテンバイク
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ダイニングテーブルセット
マッサージチェア
ロックミシン、ミシン
掃除機、洗濯機、冷蔵庫
ホームベーカリー
カセットレコーダー
電子ピアノ
CDラジカセ
- その他
宇短大附属高女子用制服一式(L～LL)
市営住宅用ガス釜バスタブ
着物一式、毛布
スクーター
大八車・荷車、組紐の組台
リヤカー、肥桶、飼葉桶
米びつ(木製)
マブシ織り具
硬式テニスラケット



不用品受け渡しに関する注意事項

- 品物は消費生活センターには置いてありません。センターに連絡をいただいた後は、相手方を紹介し、個人間のやり取りとなります。
- お互いの話し合いにより、原則として無料で受け渡しをお願いします。有料希望は受け付けません。
- トラブルを防ぐため、内容変更や結果(成立・不成立など)をセンターにご連絡ください。
- 連絡がない場合は、登録日から6か月で登録抹消いたします。

■問い合わせ

大田原市消費生活センター(大田原市住吉町1-9-37) ☎(23)6236

《受付時間》平日 午前9時～正午、午後1時～4時

※10月1・15日(金)は午後6時まで延長。

10月2日(土)は午前9時～正午、午後1時～4時に相談を受け付けます。

中古自動車購入について

Q 中古自動車を買いたいと思い中古車専門雑誌を見ていたら、気に入った車が載っていたのですがすぐに販売店に向き契約書にサインした。その帰りに他店に立ち寄ったところ、より気に入った車を見つけたので解約したいがクーリング・オフはできるだろうか。

A 自動車の購入契約にはクーリング・オフの適用はありません。自動車は購入する際に十分検討したうえでなければ決めにくい高額な商品であり、検討中に消費者の意思が安定するので、不意打ち性に乏しいという観点からクーリング・オフの適用はないとされています。

したがって、この事例の場合は、契約書にサインしてお互いに合意し契約が成立しており、契約書に自己都合での解約が可能であることが記載していなければ原則解約はできない事になります。

ただし、「日本中古自動車販売協会連合会」に加盟している販売店で使用している契約書(非加盟店でも同様の内容が記載されていることもある)には契約成立時期は次のとおりであると記載されており、成立前であれば解約できることもあります。

- 現金契約の場合は次のいずれか早い日
 - ・注文者の指定する者に使用名義人の登録がなされた日
 - ・購入者の注文による改造、架装、修理に着手した日
 - ・車両の引き渡し日
- クレジット契約の場合は申し込み後、信販会社から承諾の通知があった日

*トラブルを避けるために

- ・複数の店舗で検討するなど、本当に欲しいものを選ぶ。
- ・維持費など購入後の支払いが可能か検討する。
- ・契約書にサインする前に契約約款をよく確認し解約についての規定を把握しておく。
- ・信頼のできる販売店かどうか十分に検討する。

内容によっては法的手段で解決を図らなければならない場合もありますので契約は慎重に進めましょう。

そもそもクーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘販売など、契約するにあたり十分に検討する時間が無いまま契約をしてしまった場合などを想定した救済措置のようなものです。自ら店舗で購入する場合は、クーリング・オフは適用されませんのでご注意ください。

※レシート添付などを条件に返品を受け付ける店舗などありますが、あくまでも店側のサービスの一環であり、法的に返品が保証されるものではありません。